

平成 29 年度 水銀汚染防止法に基づく 水銀等の貯蔵に関する報告の集計結果

1. 制度の概要

水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）第 10 条では、水俣条約で認められた用途のための水銀等の暫定的保管が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとることを締約国に求めています。

水俣条約の締約国である我が国は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」という。）第 21 条に基づき、「水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針¹」（以下「指針」という。）を定め、特定の水銀等を貯蔵する者（以下「水銀等貯蔵者」という。）に対して、その貯蔵量にかかわらず、当該指針に従って適正な措置を講じることを求めています。

また、一定量の水銀等を貯蔵する水銀等貯蔵者は、水銀汚染防止法第 22 条に基づき、貯蔵の状況に関する報告書を定期的に主務大臣に提出しなければなりません。

（１）環境上適正な貯蔵が必要な水銀等

貯蔵の際に、水銀汚染防止法第 21 条に基づき環境の汚染を防止するための措置を講じる必要がある水銀等は以下のとおりです。他の物質と混合している場合、当該水銀等の含有量が混合物の全重量の 95% 以上の場合に限り対象となります。

また、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものは対象となりません。

<対象となる水銀等の種類>

水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。） 塩化第一水銀 酸化第二水銀 硫酸第二水銀 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物 硫化水銀（辰砂に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有量にかかわらず対象。）
--

（２）水銀等の貯蔵及び水銀等貯蔵者

「水銀等の貯蔵」とは、水銀等を現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくことを指します。水銀等の所有者が、その貯蔵を他者に委託した場合は、貯蔵を委託された者が「水銀等貯蔵者」となります。

¹ 平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号

（３）水銀等の環境上適正な貯蔵

上記（１）の特定の水銀等の貯蔵者は、その貯蔵量にかかわらず、水銀汚染防止法第 22 条及び指針に基づき、貯蔵する水銀等による環境の汚染を防止するための適正な措置を講じる必要があります。

具体的には、例えば、次のような措置をとることが求められます。

- 水銀等が飛散・流出するおそれのない容器への保管
- 容器又は包装に水銀等の名称を表示
- 貯蔵場所に水銀等の名称を表示
- 貯蔵場所の施錠等
- 情報提供（貯蔵を委託する場合等）

（４）水銀等の貯蔵に関する報告

1 つの事業所で、上記（１）のいずれかの対象物質の、当該年度における最大貯蔵量が 30kg 以上となった場合、水銀汚染防止法第 22 条に基づき、対象物質ごとに、その貯蔵の状況に関する報告を行う必要があります。具体的には、該当する事業者は、事業所ごとに当該年度（最大貯蔵量が 30kg 以上となった年度）の情報を所定の様式に記載した報告書を作成し、翌年度の 6 月末までに国（事業所管省）に提出しなければなりません。

年度の途中で貯蔵していた水銀等の全量を他者に引き渡した場合や、全量が廃棄物処理法上の廃棄物となった場合も、その翌年度の提出期間内での報告が必要となります。水銀等貯蔵報告書別紙 2 の記入例を次頁の図 1 に示します。

なお、報告をせず、又は虚偽の報告をした者には 30 万円以下の罰金が科されます。

別紙2 水銀等の種類 (水銀)

前年度における水銀等の貯蔵状況

①年度当初に貯蔵していた量	100 kg			②、③の合計 (⑧) 1,020 kg
②製造した量	1,000 kg			
③引渡しを受けた量	20 kg	kg	kg	
引き渡した者の住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	〇〇商事 代表取締役社長 水銀良男			
事業所の名称及び所在地	〇〇商事横浜支店 神奈川県横浜市 〇-〇-〇			④、⑤の合計 (⑨) 711 kg
④使用した量	1 kg	kg	kg	
使用目的(用途)	環境分析			
⑤引き渡した量	500 kg	210 kg	Kg	
引渡しの目的(引渡しを受けた者における用途)	蛍光ランプ製造 (A 国への輸出)	試薬製造		
引渡しを受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	〇〇貿易 代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇製薬 代表取締役社長 〇〇〇〇		
事業所の名称及び所在地	〇〇商事△△営業所 〇〇県△△市〇 〇10-20	〇〇製薬△△工場 〇〇県△△町〇〇1-1		
⑥廃棄物となった量	0 kg			⑦年度末に貯蔵していた量 409 kg
貯蔵の目的	他者への引渡し(蛍光ランプの製造) 208 kg 他者への引渡し(試薬製造) 200kg 環境分析 1 kg			
備考欄				

備考

- 別紙2については水銀等の種類ごとに作成すること。
- 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 引渡しの目的の欄については、引渡しを受けた者における水銀等の用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- ⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 貯蔵の目的の欄については、可能な限り、目的別の貯蔵量を記載すること。
- 年度末に貯蔵していた量 (⑦) が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること: ⑦=①+⑧-⑨-⑥
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

図1 水銀等貯蔵報告書 別紙2記入例²

² 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン (平成30年4月、Ver1.1)
http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/tyozo_gl-1.pdf

2. 平成 29 年度水銀等の貯蔵に関する報告の集計結果

平成 29 年度水銀等の貯蔵に関する報告の集計結果

(1) 報告を行った事業所数、物質ごとの報告件数及び年度末貯蔵量

水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で 92 事業所でした。水銀等の種類別の内訳は、水銀の貯蔵に関する報告が計 87 件、硫化水銀の貯蔵に関する報告が計 6 件でした。そのうち水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると報告した事業所が 1 事業所ありました。その他の水銀等（塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物）の貯蔵に関する報告はありませんでした。

平成 29 年度の年度末時点で貯蔵されていた水銀は計 44,488 kg、硫化水銀は計 1,864 kg でした（合計 46,352 kg）。

(2) 報告を行った事業所の属性別・目的別の報告件数及び年度末貯蔵量

水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所のうち、自らにおいて水銀等を使用している事業所（使用者）からの報告件数は計 71 件（76%）、平成 29 年度の年度末貯蔵量は計 10,544 kg（23%）でした。また、水銀等の販売・卸売を行っている事業所（販売者³）からの報告件数は計 22 件（24%）、年度末貯蔵量は計 35,808 kg（77 %）でした。販売者のうち、水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると報告した事業所が 1 事業所ありました。

水銀の使用者の貯蔵の目的は、「灯台（水銀槽式回転機械補充用）」、「計量分析及び研究・調査」、「製品製造」、「その他」に分類されます。水銀等の使用者の、貯蔵の目的別の報告件数及び年度末貯蔵量は表 1 のとおりです。

表 1 【水銀等の使用者】貯蔵の目的別の報告件数及び年度末貯蔵量（平成 29 年度）

貯蔵の目的	灯台	計量分析及び 研究・調査	製品製造	その他	合計
報告件数（件）	36 (51 %)	18 (25 %)	14 (20 %)	3 (4 %)	71 (100 %)
貯蔵量（kg）	2,757 (26 %)	6,119 (58 %)	822 (8 %)	846 (8 %)	10,544 (100 %)

(3) 廃棄物となった量

平成 29 年度の報告対象期間内に廃棄物となった水銀の量は計 486 kg、硫化水銀の量は計 0 kg でした。また、廃棄物となった水銀の、廃棄物となる前の貯蔵の目的別の内訳は表 2 のとおりです。

³ 販売者かつ使用者である事業所は「販売者」に振り分けています。平成 29 年度においては、販売者かつ使用者である事業所は、7 事業所でした。

表 2 報告対象期間内に廃棄物となった水銀の量（平成 29 年度）

貯蔵の目的	販売	灯台	計量分析及び 研究・調査	製品製造	その他	合計
報告件数 (件)	1 (9 %)	0 (0 %)	4 (36 %)	5 (45 %)	1 (9 %)	11 (100 %)
廃棄物となった量 (kg)	12 (3 %)	0 (0 %)	128 (26 %)	82 (17 %)	264 (54 %)	486 (100 %)

注：廃棄物となった量の合算値は四捨五入の関係で合計と異なる場合があります。

（４）「指針に基づき実施した取組等」の実施状況

水銀等貯蔵者は指針に基づき水銀等を環境上適正に貯蔵するための措置をとることが求められているため、貯蔵に関する報告においては、当該取組についても報告することとされています。水銀等の貯蔵に関する環境汚染防止措置（別紙参照）の報告件数は図 2 のとおりです。

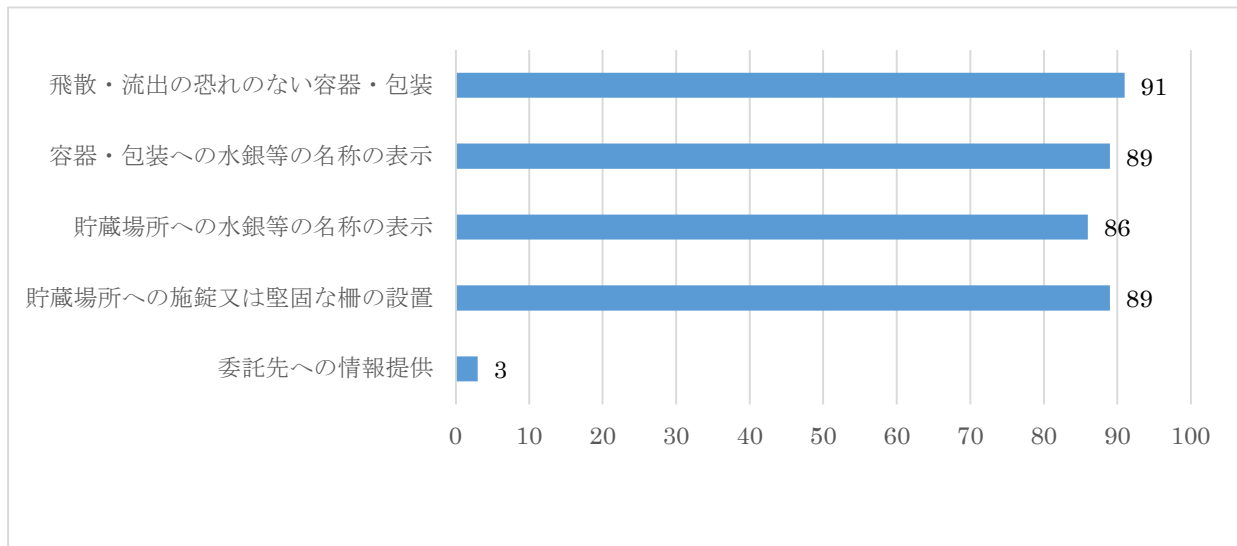


図 2 水銀等の貯蔵に関する環境汚染防止措置の報告件数

なお、指針では、水銀等の貯蔵を他者に委託する際に、貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を相手方（委託先）に提供することとされています。平成 29 年度の報告において、他者に水銀等の貯蔵の委託を行ったと報告した事業所が 3 事業所あり、相手方に対する情報提供を適切に行っていることを確認しました。その他の環境汚染防止措置として、例えば、以下のような取組が実施されていました。

- 社内研修（2 件）
- 水銀等の貯蔵に関する手順書等の作成（3 件）
- 安全データシート（SDS）作成（2 件）
- 定期点検（1 件）

水銀等貯蔵者に求められる環境汚染防止措置

1. 水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
2. 水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（辰砂を除く。）にあつては、水銀等の名称及び含有量）を表示すること。
3. 水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。
4. 水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
5. 水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。
6. 水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

（出典：水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）